

令和4年度「資格取得研修・能力向上教育・実務研修等」受講予約申込書について

平素は当支部の事業運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当支部では、令和4年度の検査者資格取得研修・能力向上教育・実務研修等を、別紙の「受講予約申込書」に記載の通り計画致しました。

つきましては、受講予約申込書に貴社の受講予定者人数を記入の上、1月31日(月)迄に当支部まで FAX(025-285-4685)にて御回答を頂き度 御案内致します。尚、到着順に受付を致します。

予約申込書を頂いた各位には、研修等開催日の約2ヶ月前頃に、受講案内及び受講申込書類を送付致しますので正式な受講申込を実施して下さい。

(注: 各コースとも受講希望者が極少数の場合は中止も有り得る事を御承知下さい)

(注: コロナウイルス感染状況によっては、開催の中止や受講人数の制限等も起こり得ます)

資格取得研修(フォークリフト、整地・運搬、高所作業車 *7月のフォークリフトのみ、Aコースを開催します)

事業内は実施しておりません、検査業用ですが事業内検査の方も検査業用研修を受講出来ます。

受講希望者は、受講資格をしおりにより確認し、A・B・C等の各コース希望者数を別紙に記入し回答下さい。

能力向上教育(フォークリフト、整地・運搬、高所作業車)

技術の進展に対応するため検査等に係わる高度な知識と技術の付与を目的に、特定自主検査の業務に従事して概ね5年以上経過した検査者を対象とする再教育ですが、下記の事からも該当検査者の方より是非受講頂き度。

- ① 行政当局から当該教育の実施・受講促進を繰り返し要請されている。
- ② 特定自主検査制度の信頼性に直接関わる検査内容、及び、記録表(証明書)の記載方法等に多くの問題が見られるケースが多い。

安全教育(クレーン機能付車両系建設機械のクレーン部分の定期自主検査者安全教育)

当該クレーン部分の定期自主検査(年次及び月次検査)の業務に従事する者を対象としております、当教育を修了した検査者がいない場合は、定期自主検査済標章を頒布できませんので御注意下さい。

実務研修(検査業者業務点検コース) (本コースはどなたでも受講可能です)

特自検業務不適合の為に行政からの改善指示が後を絶ちません、特自検業務を適正に実施する為に、検査業者自らが自社の業務を点検する為の方法を理解・習得頂く研修です、要点説明及び模擬演習等も実施致します。管理監督者、責任者、チームリーダー、検査者等の方々より是非受講頂き度。

実務研修(記録表作成コース)

他の法令で検査者資格を与えられた者(建設機械整備技能検定及び建設機械施工管理技術検定合格者等)が主な対象ですがどなたでも受講可能です、教育内容は下記です。

- ① 特定自主検査制度と関係法令、検査機器に関する知識
- ② 特定自主検査記録表(証明書)の正しい記入要領及び関係知識等。